

## ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業 第2次公募 Q&amp;A

## 〔問1〕【事業の概要について】

- 1-1 ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業とは、どのような事業なのか？  
 1-2 「コロナ危機対応事業再興計画」とは何か？  
 1-3 「前向きな取組」とは何か？

## 〔回答1〕

1-1 ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業とは、どのような事業なのか？

コロナ感染症により落ち込んだ売上げ等を回復させるため、今後3年間を目途として売上げの回復を図るための「コロナ危機対応 事業再興計画」（以下、「事業再興計画」という）を策定し、前向きな取組を行う企業に対し、同計画に基づいて実施する設備投資、研究開発及び販路開拓に関する経費を支援するもの。

1-2 「事業再興計画」とは何か？

コロナの感染拡大による影響を受けている中小企業等が、影響前の経営状況（売上、付加価値、営業利益）に戻すために行う今後3年間の前向きな取組を記載した事業計画である。

1-3 「前向きな取組」とは何か？

事業再興計画を策定し、同計画に基づき、売上等を回復されるために行う、①設備投資、②研究開発、③販路開拓の3事業種別を設定。

- ①設備投資：先端設備の導入や更新に係る設備の導入（生産効率が年1%以上向上）  
     新規分野への挑戦のための設備の導入  
 ②研究開発：新製品・新技術の開発、製品の改良等の費用等  
 ③販路開拓：展示会、商談会等への出展等の費用等

## 〔問2〕【対象者・補助率等の条件】

- 2-1 補助対象者は？  
 2-2 どのような中小企業等が対象となるのか？（補助対象要件は？）  
 2-3 補助対象要件として、「知事が認めるもの」とあるが、どのような場合か？  
 2-4 売上が10%以上減少、15%以上減少はどのようにして証明するのか？  
 2-5 補助率、補助上限額は？  
 2-6 ①設備投資について？  
 2-7 ②研究開発について？  
 2-8 ③販路開拓について？

## 〔回答2〕

2-1 補助対象者は？

県内に事業所を有する**中小企業等**（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）であって、統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する**製造業者**又は知事が認めるもの。

1) モノを製造して販売している場合、どこに分類されるのか？

例1：製造して、事業者<sup>に</sup>卸している場合 → 製造業

例2：製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合 → 製造業

例3：製造して、製造と同じ場所にある販売施設によって、その場で消費者に販売している場合 → 小売業

2) モノを加工して販売している場合、製造業又は卸売業、小売業のどちらに分類されるのか？

例1：魚の頭を切り落として販売 → 卸売業、小売業

例2：茎わかめを仕入れて茎を切り落として、わかめのみを販売 → 卸売業、小売業

例3：ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す → 製造業

例4：魚を刺身や切り身にして卸す → 製造業

3) 「カット野菜の製造」は、どこに分類されるのか？

例1：野菜を仕入れて、すぐに料理に使用できるようにカットする場合（炒め物用やサラダ用など） → 「0999 他に分類されない食料品製造業」

例2：野菜を仕入れて、キャベツを半分にカットしたり、しいたけの茎をカットするなど、軽微な加工を行う場合 → 「5213 野菜卸売業」

4) 工場で野菜やきのこを栽培する場合は、製造業か？

→ 「0113 野菜作農業」に分類される。（野菜を栽培する場合は、農業に分類される。栽培する場所（畑又は工場）で分類の変更はない。）

5) 自動車整備業は、製造業に分類されるのか？

→ 車検等の点検業務だけであれば、サービス業に分類される。

→ 例えば、トラックの荷台部分等を製作し、その製造販売が主たる業務であれば、製造業に分類される。

## 2-2 どのような中小企業等が対象となるのか？（補助対象要件は？）

大分県内に事業所を有する中小企業等（みなし大企業も含む）において、

・令和2年2月以降の1ヶ月の売上が前年同月比で10%以上減少したもの → 一般事業者

・令和2年2月以降の1ヶ月の売上が前年同月比で15%以上減少したもの → 特別事業者

## 2-3 補助対象要件として、「知事が認めるもの」とあるが、どのような場合か？

① 非製造業者において、コロナの影響に伴う消費低迷等の理由で売上向上が見込めないため、自ら製造した製品を通信販売や卸売等の新規事業展開により、新たな顧客を開拓し売上回復を目指す事業者。（設備投資・販路開拓）

（例）製造小売のケーキ店が、新たにインターネットで通信販売を開始する場合。

② 非製造業者において、一部製造部門を有しているが、コロナの影響に伴う消費低迷等の理由で主たる事業の売上向上が見込めないため、製造部門の強化に取り組もうとする事業者。

（設備投資）

（例）飲食業の店舗が一部製造部門であるレトルト食品を卸売しているが、中食の需要増に対応するため、製造部門の強化を図り設備投資する場合。

③ 非製造業者において、コロナの影響に伴う消費低迷等の理由で主たる事業の売上向上が見込

めないため、研究開発の結果を元に新たな製品開発を行い、製造販売を目指し売上回復を目指す事業者。(研究開発)

(例) 非製造業者であるが、研究開発を行った結果を製品開発に活かし、製造販売する場合。

上記に合致したものを審査対象とし、審査要領に基づき審査を行う。

上記の①～③において、製造部門における売上等が会社全体の 50%を超える計画が最良である。

#### 2-4 売上が10%以上減少、15%以上減少はどのようにして証明するのか？

原則、セーフティネット保証に係る市町村認定を準用して、市町村認定の写しを事業再興計画申請時に添付を求める。

ただし、売上の10%以上減少、15%以上減少した申出書及び当該申出書の根拠資料(売上台帳、残高試算表等)を提出する場合も可。

なお、暴力団又は暴力団員等に該当する者、県税に未納がある者は補助対象事業者にならないので注意。

#### 2-5 補助率、補助上限額は？

事業種別	一般事業者	特別事業者
①設備投資	3/4 500万円	5/6 500万円
②研究開発	3/4 300万円	5/6 300万円
③販路開拓	3/4 200万円	5/6 200万円

- ・1者あたり総額500万円の範囲内で、①～③を組合せて利用できる。
- ・補助金が支払われるまでのつなぎ資金を必要とする場合は、県制度資金の活用について、金融機関や保証協会に相談願いたい。
- ・補助対象事業費下限額を150万円とする。

#### 2-6 ①設備投資について？

1) 省エネ性能の高いLED照明灯やエアコンを更新しようとする場合も対象になるのか？

→ 直接的な生産設備ではないので、対象にはならない。

(生産効率の向上が見込まれるものではないため)

→ 不動産(建屋等)の改修や購入、自動車等車両の購入費等も対象にならない。

2) 装置の改良は対象となるのか？

→ 改良により、生産効率の向上が年1%以上見込まれるものであれば対象となる。

3) 中古品の購入、機器(新品)のリースは対象になるのか？

→ 両者ともに対象にならない。

4) 設備の導入(設置)は、来年度になってもよいのか？

→ 令和3年2月15日までに、実績報告の提出が必要のため、それまでに設備の導入が可能なのが対象となる。(できれば、令和3年1月中に導入できることが望ましい。)

#### 2-7 ②研究開発について？

1) 研究開発は時間(期間)を要するが、今年度中に終わる必要があるのか？

→ 研究開発を今年度中に終える必要はないが、補助金の対象となるのは、事業再興計画（3年間）における当該年度分（今年度）となる。

2) 自社に製造部門を有しておらず OEM による製品販売を行っているが、新技術・新製品創出のための研究開発は対象となるのか？

→ 今後の方向性として自社での内製化に向けた取組を進める研究開発を行う場合は、審査対象となります。

## 2-8 ③販路開拓について？

1) 令和3年度に開催される展示会への出展は、対象となるのか？

→ 対象にならない。

→ 令和3年2月15日までに、実績報告の提出が必要のため、それ以前に開催される展示会が対象となる。

2) 展示会への出展料において、自己の責によらず展示会が中止となり、支払った経費の返金がなされない場合は、対象となるのか？

→ 対象とならない。

※国が示す臨時交付金の留意点

<事業者等への損失補填>

事業者等に対する施設の使用の制限、催物の開催の制限等の要請・指示に伴い生じる損失を補償する目的で行う支出経費には、交付金を充当しないこと。

3) 販路開拓において、対面営業等を行うための感染症対策の経費は対象となるのか？

→ 販路開拓において、感染症対策に伴う経費も「その他の経費」として補助対象とする。  
(換気システム、パーティション等)

### 〔問3〕【事業再興計画の申請・認定】

3-1 事業再興計画の提出先はどこか。誰が認定し、何件認定するのか？

3-2 事業再興計画は、いつまでに申請すればいいのか？

3-3 事業再興計画の認定を受けないと、補助金申請はできないのか？

3-4 第1次公募で認定を受けたが、第2次公募に申請してもよいのか？

### 〔回答3〕

3-1 事業再興計画の提出先はどこか、誰が認定するのか？

提出先は、大分県工業振興課及び新産業振興室

認定は、大分県知事

認定件数は、100件を予定

3-2 事業再興計画は、いつまでに申請すればいいのか？

令和2年10月1日（木）～令和2年10月23日（金）17時必着

※ 受付期間は、この期間のみです。

※ 審査については、締切後に一括して行います。

### 3-3 事業再興計画の認定を受けないと、補助金申請はできないのか？

補助金の申請は、事業再興計画の認定を受けたもののみが対象となる。

### 3-4 第1次公募で認定を受けたが、第2次公募に申請してもよいのか？

第1次公募で認定を受けた方は、別の案件であっても第2次公募に申請することはできない。

#### 〔問4〕【補助金の申請・交付】

4-1 補助金が支払われるまで、どのような手続きがあるのか？

4-2 補助金は、概算払いができるのか？

4-3 国の補助事業を行う場合、自己負担資金に充当できるか？

#### 〔回答4〕

#### 4-1 補助金が支払われるまで、どのような手続きがあるのか？

補助金の申請は、当該事業の事業管理機関である大分県工業連合会に提出する。

手続の流れは、以下のとおり。

- (1) 補助金交付申請（事業者→県工連）
- (2) 補助金交付決定（県工連→事業者）
- (3) 補助事業着手届（事業者→県工連）
- (4) 補助事業完了届（事業者→県工連）
- (5) 補助事業実施（事業者）
- (6) 実績報告書の提出（事業者→県工連）
- (7) 書類審査・現地確認（県工連）
- (8) 補助金の額の確定通知（県工連→事業者）
- (9) 補助金の請求（事業者→県工連）
- (10) 補助金の支払い（県工連→事業者）

※詳細については、「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業 第2次公募要領」の「4. 手続の流れ」を参照してください。

#### 4-2 補助金は、概算払いができるのか？

支払いは、精算払いとする。

補助金支払いまでのつなぎ資金を必要とする場合は、県制度資金の活用について、金融機関や保証協会に相談願いたい。

#### 4-3 国の補助事業及び県の他の補助事業を行う場合、当該補助金を自己負担資金に充当できるか？

国及び県の補助事業への充当はできない。

なお、市町村が実施する補助事業に関しては、各市町村に相談願いたい。

事業者の皆様からの問合せにおいて、本事業に関する内容について疑義が生じた場合は、当該Q&Aに随時追記していきますので、ご参照ください。